

「平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故」に関する  
消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について（第 3 回フォローアップ）

令和 2 年 2 月

国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室

1. 制度面の見直し

- ①国土交通大臣への意見（1）（制度面の見直し）に関して、平成 30 年 7 月時点では、（一社）日本エレベーター協会において、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を踏まえて協会標準（J E A S）の改正を行っているところとの回答でした。その後の進捗状況について御教示ください。
- ②「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」の効果の検証について、取組状況及び今後の予定を御教示ください。
- ③特定行政庁から、エスカレーター事故について漏れなく報告されるための取組があれば、御教示ください。また、医療機関からの情報など、エスカレーター事故の情報を収集することに関して、検討されたことがあれば御教示ください。

（答）

- ① 現在、（一社）日本エレベーター協会において、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえて協会標準（J E A S）の改正案をとりまとめ、協会標準の改正に向けた検討を行っているところと聞いています。
- ② 平成 29 年 7 月のガイドラインの公表以降は、通常の使用状態において転落により負傷するといった事故の報告を受けていないことから、一定の効果があったものと考えられます。今後も、重大な人身事故等の情報把握に努めてまいります。
- ③ 特定行政庁がエスカレーターにおいて発生した利用者の重大な人身事故又は機器の異常等により利用者に重大な被害を及ぼすおそれのある事故に関する情報を把握した場合には、速やかに国土交通省へ連絡するよう依頼しています。  
また、特定行政庁において、警察・消防等の関係機関と連携した事故発生時の連絡体制を整備するよう依頼しています。

## 2. 事業者への指導

国土交通大臣への意見（2）（事業者への指導）に関して、平成30年8月以降の取組について御教示ください。

（答）

- 平成30年8月以前の取組として、平成29年11月16日、鉄道事業者向けに「エスカレーターの転落防止対策に対するガイドライン」に関する説明会の開催及び会誌「建築士」（2017年11月号）、ベース設計資料No.175 建築編（2017年後期版）、SUBWAY215号（2017年11月）への解説の寄稿を行いました。
- その後も、ガイドラインを国土交通省のウェブページに掲載し、継続して周知しています。

## 3. 安全な利用方法等の周知

国土交通大臣及び消費者庁長官への意見（エスカレーターの安全な利用方法等の周知）に関して、平成29年8月以降の取組について御教示ください。

（答）

- 毎年11月に実施される（一社）日本エレベーター協会によるエスカレーターの安全な利用方法に関するキャンペーン（「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン等）を後援し、利用者に対して安全利用の周知を行っています。

「平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故」に関する  
消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について（第 3 回フォローアップ）

令和 2 年 2 月  
消費者庁消費者安全課

1. 安全な利用方法等の周知

国土交通大臣及び消費者庁長官への意見（エスカレーターの安全な利用方法等の周知）に関して、第 1 回フォローアップ（平成 29 年 8 月）では、当時の取組について回答いただきました。その後の取組について御教示ください。

（実施状況）

消費者庁では、消費者安全調査委員会からの上記意見を踏まえ、次の取組を実施しました。

- ・ 未就学児の保護者に向けて以下のとおり子ども安全メール及び Twitter を発信し、エスカレーターを使用する際の注意点を周知しました。

平成 29 年 8 月 17 日 Vol. 361 エスカレーターでは黄色い線の内側に立ちましょう。

平成 30 年 8 月 2 日 Vol. 412 ベビーカーに子どもを乗せたままエスカレーターを利用しないで！

- ・ 鉄道事業者及び（一社）日本エレベーター協会などが実施している『エスカレーター「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン』に、平成 27 年以降、毎年国土交通省と共に後援をしています。主催者から、ポスターが商業施設内等で掲出され、電車内や駅構内に設置されたディスプレイでの映像放映による注意喚起や、注意喚起のミニチラシをセットしたティッシュの配布が行われ、エスカレーターを使用する際の注意点について広く情報提供されました。本年も実施予定です。

○令和元年における実施事業者：全国鉄道事業者 52 社局、商業施設、森ビル、羽田空港、成田空港、（一社）日本民営鉄道協会、（一社）日本地下鉄協会、（一社）日本エレベーター協会、埼玉県、川崎市、千葉市

- ・ 平成 29 年 4 月 26 日に発行した「子どもを事故から守る！！事故防止ハンドブック」において、エスカレーター利用の注意ポイントを掲載し、全国の地方公共団体等に計 25 万部を配布しています。